

## 就学奨励費 手続きの流れ

詳細は別途配布する『就学奨励費のあらし』をごらんください。

1. 家族状況および口座情報を提出する（①児童生徒基本報告書、②口座振替依頼書）
2. 支弁段階決定のための課税情報を提出する（前年 12 月 31 日現在 18 歳以上の方の③マイナンバーまたは④課税証明書）

### **1, 2 の書類を提出されないと、就学奨励費が支給されません。**

3. 就学奨励費支給のための書類を提出する（⑤通学届、⑥学用品・新入学用品申立書または⑦学用品・通学用品申立書）
  - \* 給食費、修学旅行費、宿泊学習費については、こちらで支給手続きをしますので提出不要です。
4. 支弁段階が決定されたら支弁段階決定通知書をお渡しします。
  - 支給時期に支弁段階、限度額に応じた就学奨励費が支給されます。

提出書類名	提出期限	備考
①児童生徒基本報告書	新入生は入学手続き時 在校生は年度末 ※年度途中で変更があれば連絡してください。	同一生計世帯員の確認のため、毎年度提出してください。 小・中学生の兄弟姉妹については、支援学級在籍の有無も記入してください。前年 12 月 31 日現在 18 歳以上の方は所得確認の対象になります。 生活保護を受給されている方、就学奨励費を辞退される方、施設に入所されている方は右下の欄に○をつけてください。
②口座振替依頼書	入学時、または変更等があったとき	全員提出してください。 変更したいときは、連絡してください。
③マイナンバー利用希望調査	新入生は入学手続き時 在校生は年度末	下記④の代わりに、マイナンバーで課税情報取得を希望される方は提出してください。申請に必要な書類をお渡しします。 * 児童生徒本人のマイナンバーも必要です。 * 申請の意思確認のため、保護者の方どなたかの身分証明書のコピーが必要です（保護者が直接学校へ提出される場合は不要です）。 * 前年 12 月 31 日現在 18 歳以上の方は所得確認の対象になります。所得が未申告の場合は、マイナンバーで課税情報が取得できません。所得がない方も区役所等の課税証明書担当課へご確認のうえ、申告をしておいてください。 * 何らかの事情により課税情報が取得できない場合があります。そのときは下記④の手続きをしていただくこととなりますのでご了承ください。

提出書類名	提出期限	備考
④課税証明書	6月下旬 (6月にご案内します) ※提出が遅れると、支給も遅れます。	支弁段階決定のために必要です。6月頃に別途配布する書類を持って区役所等で発行してもらってください。 前年12月31日現在18歳以上の方は所得確認の対象になります。所得が未申告の場合は、区役所等の課税証明書担当課へご確認のうえ、申告をしていただき、証明書を発行してもらってください。 なお、上記③マイナンバーの手続きをされて課税情報の取得ができた方は不要です。 また、就学奨励費を辞退される方は、辞退届を提出していただくことにより課税証明書は不要ですので連絡してください。
⑤通学届	新入生は入学手続き時 在校生は年度末	全員提出してください。 交通機関を利用して運賃を負担している方は、支給対象になりますので定期券等を事務室までお持ちください(こちらでコピーします)。できるだけ経済的に購入してください。
⑥学用品、新入学児童生徒学用品費等にかかる明細書及び申立書	【1年生のみ】 年度に3回程度 (1回目は入学予定保護者説明会時、あと10・1月頃の予定です。その都度ご案内します。)	当該年度内に購入された学用品等の領収書を貼って提出してください(4月以降に使用することが合理的に説明できる場合は、4月以前に購入したものでかまいません)。限度額(学部や支弁段階により異なります)の範囲内で支給されます。 *生活保護を受給されている方は、新入学学用品費は支給されませんのでご注意ください。
⑦学用品、通学用品購入費にかかる明細書及び申立書	【全学年】 年度に3回程度 (5・10・1月頃の予定です。その都度ご案内します。)	当該年度内に購入された学用品等の領収書を貼って提出してください(4月以降に使用することが合理的に説明できる場合は、4月以前に購入したものでかまいません)。限度額(学部や支弁段階により異なります)の範囲内で支給されます。

※個人情報に記載された文書(支給明細書等)を配布する際は、個人情報配布用の赤ファイルを使用します。  
中にはいつている書類をご確認のうえ、すみやかに赤ファイルを学校事務室まで返却してください。

※**学校納付金が2期にわたって未納になっている場合は、就学奨励費を学校でお預かりし、未納額へ充当しますのでご了承ください。**

※R6年度の就学奨励費支給日(支給明細書は支給予定日の前後に配布します)

- 第1期(4~6月分) : 7月31日
- 第2期(7月分) : 9月30日
- 第3期(8~10月分) : 11月29日
- 第4期(11月分) : 12月24日
- 第5期(12~1月分) : 2月28日
- 第6期(2~3月分) : 4月10日(高等部3年生については、卒業後の支給になります)